

資料 1 市民政策コメントの実施結果について

「第 7 期鳥取市介護事業計画・高齢者福祉計画（案）」
市民政策コメントの意見及び意見に対する市の考え方

1. 募集期間 平成 29 年 12 月 4 日（月）～平成 29 年 12 月 25 日（月）
2. 募集結果 1 件

今回の鳥取市の計画は国の示す基準に従って網羅的、羅列的に記載されている感があるが、国の言いなりになって利用者や家族、住民に責任を転嫁するようなことにならないよう、地方自治体の責務である「住民福祉」の立場に立って事業の具体化推進にあたっていただくことを切に要望する。

（意見に対する市の考え方）

介護保険制度は、「介護を必要とする高齢者の自立を国民皆で支援する」という基本理念の下、「国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に関する施策、介護予防等のための施策、地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。」とされています。

第 7 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定並びに事業の推進にあたっては、こうした理念や責務を果たしつつ、介護保険制度の安定的な運営に努めてまいります。

資料2 介護保険事業計画・高齢者福祉計画作成委員会の開催について

(1) 介護保険事業計画・高齢者福祉計画作成委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 鳥取市介護保険事業計画の策定、鳥取市高齢者福祉計画の策定、鳥取市地域包括支援センターの適切な運営及び鳥取市地域密着型サービスの適切な運営にあたり、広く市民の意見を反映するため、鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を処理する。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に定める介護保険事業計画の作成に関すること。
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に定める老人福祉計画の作成に関すること。
- (3) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第2号ロに定める鳥取市地域包括支援センターの運営に関すること。
- (4) 介護保険法第42条の2第5項、同法第78条の2第7項及び同法第78条の4第6項に定める地域密着型サービスの運営に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる団体の代表及び公募したものをもって組織する。

- 2 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を総括し、代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

6 前項の規定により部会を設置した場合の部会の部長は、委員長がその職に就く。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 委員会の会議には、必要に応じ委員以外の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務を処理するため、事務局を福祉部高齢社会課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画作成委員会委員名簿
(順不同・敬称略)

氏 名	所 属 団 体	備 考
南條 芳浩	鳥取市社会福祉協議会	
西尾 常雄	鳥取市老人クラブ連合会	
松田 吉正	鳥取市民生児童委員協議会	
竹森 貞美	鳥取市自治連合会	
岩城 隆志	鳥取県老人福祉施設協議会	委員長
加藤 一吉	鳥取県老人保健施設協会	副委員長
宮本 奈津枝	鳥取市連合婦人会	
加藤 達生	鳥取県東部医師会	
伊奈垣 学	鳥取県東部歯科医師会	
安田 昌文	鳥取県理学療法士会	
長谷川 ゆかり	鳥取県看護協会	
徳吉 淳一	鳥取県薬剤師会	
倉光 智代子	鳥取県介護支援専門員連絡協議会	
野澤 美恵子	認知症の人と家族の会鳥取県支部	
浜本 真一	鳥取市地区社会福祉協議会連絡会	
竹川 俊夫	学識経験者(鳥取大学)	
木下 仁人	公募委員	
林 哲二郎	公募委員	
池原 美穂	公募委員	

(2) 委員会の開催状況

- 平成29年1月19日(木)
第7期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定に向けた「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の実施について 等
- 平成29年7月6日(木)
第7期鳥取市介護保険事業計画の策定基本指針について 等
- 平成29年10月26日(木)
高齢者人口及び要支援・要介護認定者の見込みについて 等
- 平成29年11月28日(火)
第7期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画の素案について
- 平成30年1月26日(金)
第7期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画(原案)について 等

資料3 社会福祉審議会の開催について

(1) 鳥取市社会福祉審議会条例

昭和48年鳥取市条例第4号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、社会福祉施設の整備及び社会福祉事業の運営に関する基本的事項について、調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 民間団体に属する者
- (3) 公募による者

3 審議会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(2項…一部改正・3項…追加〔平成12年条例8号〕、2項…一部改正〔平成15年条例17号〕、1項…一部改正〔平成16年条例97号〕、2項…一部改正〔平成20年条例42号〕)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

(2・3 項…一部改正〔平成 12 年条例 8 号〕)

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(本条…一部改正〔平成 7 年条例 1 号・29 年 5 号〕)

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、
審議会が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 児童福祉審議会条例(昭和 28 年鳥取市条例第 14 号)は、廃止する。

附 則(平成 7 年 3 月 29 日条例第 1 号)

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 28 日条例第 8 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例(中略)第 13 条から第 23 条まで(中略)の規定による改正前のそれぞれの条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく委員は、この条例(中略)第 13 条から第 23 条まで(中略)の規定による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定による任期の残存期間とする。

附 則(平成 15 年 3 月 28 日条例第 17 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 9 月 30 日条例第 97 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 17 年 5 月 31 日までとする。

附 則(平成 20 年 9 月 24 日条例第 42 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例第 10 条、第 11 条、第 15 条、第 2

1 条から第 2 3 条まで、第 2 5 条及び第 2 6 条の規定による改正前のそれぞれの条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく委員は、この条例第 1 0 条、第 1 1 条、第 1 5 条、第 2 1 条から第 2 3 条まで、第 2 5 条及び第 2 6 条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定による任期の残存期間とする。

附 則(平成 2 9 年 3 月 2 7 日条例第 5 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

鳥取市社会福祉審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	所属団体	備考
松浦 喜房	鳥取県東部医師会	会長
山根 滋子	鳥取市連合婦人会	副会長
前田 由美子	鳥取市社会福祉協議会	
竹森 貞美	鳥取市自治連合会	
松田 吉正	鳥取市民生児童委員協議会	
西岡 和子	鳥取市老人クラブ連合会	
渡辺 憲	学識経験者(渡辺病院)	
金築 衛	鳥取市身体障害者福祉協会連合会	
岸本 勝法	鳥取市保育園後援会連合会	
山本 幸子	東部地域代表(国府・福部)	
安木 倫代	西部地域代表(気高・鹿野・青谷)	
塚田 洋子	南部地域代表(河原・用瀬・佐治)	

(2) 審議会の開催状況

平成 3 0 年 2 月 8 日(木)

第 7 期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画案の諮問

(3) 答申

平成 3 0 年 2 月 8 日(木) 鳥取市長に答申

第7期鳥取市介護保険事業計画
・高齢者福祉計画

平成30年3月

発行／鳥取市福祉部高齢社会課
〒680-0845 鳥取市富安二丁目138番地4
電話 (0857) 20-3451